

平成29年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	平成29年12月11日(月) 九州防衛局 第1会議室	
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授) 松藤 泰典 (大学名誉教授) 諏佐 マリ (大学准教授) 清水 秀幸 (公認会計士) 増永 弘 (弁護士)	

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成29年7月1日 ~ 平成29年9月30日	
審議対象件数	88 件	

1. 入札状況について(入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数	6 件	(審議結果)
建設工事	一般競争	2 件
	一般競争 (政府調達協定対象外)	1 件
	随意契約	0 件
建設コンサルタント業務等	3 件	
意見・質問		回 答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	【建設工事等発注実績について】 特になし 【指名停止の措置状況について】 特になし 【低入札価格調査情報について】 特になし	

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【抽出事案について】</p> <p>1〔奄美（29）宿舎（奄美地区）新設建築工事〕</p> <p>2〔奄美（29）宿舎（瀬戸内地区）新設建築工事〕</p> <p>（一般競争（政府調達協定対象））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当2件は、一括審査方式による事案であるが、入札参加者数が多い事案の方が、高落札率(99.55%)となった要因はなにか。 ・ 落札者の現場管理費について、局積算価格及び他者が提出した内訳に比べ、2倍以上の高額となっている。積み上げ総額としては、予定価格から調査基準価格の範囲内に入っているが、一般として問題であり、ヒアリング等を実施するべきではなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1件目の工事の落札者が、2件目の工事の開札において最低価格であったが技術者が重なるため当該者の応札が無効となったことから、次順位者が落札し、結果的に高落札率となったもの。 ・ 現場管理費の内訳は、自社の現場代理人、監理技術者などに係る現場での費用となっており、落札者は沖縄に本社を置く業者で、奄美大島における協力が会社がないなどから多くの現場管理費を要するとして計上されていると思われる。一方、他の入札参加者は、全国に営業所等をおく大手であること、及び同島における過去の実績工事において、協力関係のある会社が所在したことなどから、現場管理費を抑えられたのだと考える。 ・ 一部の項目において高い水準である場合のヒアリングの実施についての規定はなく、入札額は総価するものであり落札決定には関与しないが、ご指摘のとおり検証は必要だと思われるので、検討したい。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>3 [奄美（29）整備場B等（瀬戸内地区）新設建築工事]</p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額事案であるにもかかわらず、1者応札、高落札率(98.93%)となった要因はなにか。 ・奄美地区における建設工事について、業界団体等へ防衛省の工事受注に魅力的なものを感じるように、定期的、工事それぞれの規模など前広な情報提供を実施することで1者応札を減らすことができたのではないか。 <p>4 [福岡病院（29）既設建物等調査]</p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設計に関する業務で、全国からの競争参加可能であるにも関わらず入札参加が少なかった要因はなにか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、奄美（29）整備場B等（奄美地区）新設建築工事とともに、一括審査方式により公募を実施し、2者の競争参加の応募があったが、1件目である前記工事の開札において、落札者となった業者の札が、本件工事の開札において無効となったため、結果的に1者応札となった。更に、2回目の入札まで実施したうえで落札となったことから、高落札率となったものである。 ・当局としては「発注見通し」という形で年度当初に工事概要、規模、発注時期等について公表している。更に本地区の整備については、事前に地元業界団体に対して、説明等を実施したが、地元の公共工事等と施工期間が重なったことなどから、入札参加を得られなかったものである。 ・本業務は、既設建物を解体するための調査であり、病院本館を含めて13棟についての既設建物の調査を実施するものであるが、病院本館は昭和29年建設の建物で既存図がない上に、改修、改築を重ねて、今に至っており、現況図を最初から作成しなければならないことで手間がかかることを考慮して、参加者が少なくなったのではないかと思われる。 ・さらに、当該業務には、多くのアスベスト調査が含まれており、下請け業務を外注する業者の確保が必要であることも敬遠された理由と推測される。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>5〔奄美（29）隊庁舎等（奄美地区）新設建築工事監理業務〕</p> <p>6〔奄美（29）隊庁舎等（瀬戸内地区）新設建築工事監理業務〕</p> <p>（一般競争（政府調達協定対象外））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額事案であるにもかかわらず、1者応札、高落札率となった要因はなにか。 ・離島での業務であり、不調となる可能性が高いことから、地区を更に分けるなどを検討されなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監理業務については、積算基準等を防衛省のホームページで公表しており、高い精度での予定価格の類推が可能となっている。高落札となった事案については、受注者が交通費の積算において、当局の積算より遠方からの交通費を必要経費として算定したため、1度目は落札とならず2度目の応札の結果落札したためである。 ・1者応札となった要因は、当該業務における監理の期間が、平成29年6月から平成31年2月末までの約18ヶ月であり、複数の技術者を常駐配置する必要から、JVでも参加可能として公告を行ったところではあるが、業界全体における技術者不足もあり、敬遠させたものであると推察している。 ・検討の結果、奄美と瀬戸内のそれぞれの地区を1つの業者が取りまとめることで、各工事間での連絡調整が円滑になると考えたものである。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義件数		1 件	(審議結果) ・点検結果疑義に係る処理結果を報告
工事	談合情報	0 件	
	点検結果疑義	1 件 (対象工事 8件)	
業務	談合情報	0 件	
	点検結果疑義	0 件	
		意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

3. 入札結果の事後的・分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）			
審議概要	<ul style="list-style-type: none"> ・一位不動の分析 ・順位不動の分析 ・低入札、不調、不成立事案の分析 ・落札率、応札率の分析 		
		意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	